

まして、負担割合の中にそれが含まれておる、こういうふうなわれわれは解しておるわけでございます。団体共済につきましては、先ほども申し上げましたように地方公務員共済組合に準じた制度をとるというたてまえをとっておりまして、その負担につきましても公的負担分はそれぞれの団体が負担することによって、将来地方公共団体に負担が加わってくる、実質的には地方公共団体の負担になるという考え方をとっておりまして、団体共済組合につきましては、省接国庫からの補助といったような制度は講じておらないわけでございます。

○秋山委員 その点がちよつとわかりかねるわけでございます、なるほど地方公共団体と個人が拠出するお金の関係は確かであるでしょう。同時にまた、たぶん考え方の上においては、国でもってその中の約一〇％ぐらいは負担をしているんだということになるかもわかりませんけれども、交付団体とか不交付団体との関係もありません、それらの関係を聞かしていただきたい、こう思っておるわけでございます、その点がいまの答弁の中でははつきりとは伺ったような心持がいたしません、その点は一体どういうふうな解釈したらいいのか、この点をお尋ね申し上げたいわけであります。

○胡子説明員 現在の制度におきましては、いわゆる公的負担分が一〇％というところで、これは使用者たる地方公共団体の負担と一緒にしまして、現行制度のもとにおきましては五五負担分というように解しておるわけでございます。この点につきまして、交付

税の交付団体と不交付団体との関係においてどのように解すべきかというお尋ねでございますが、このような制度につきましては、現在これは私どもの直接の所管ではございませんけれども、財政局でやっております地方財政計画におきましては、現行制度のもとにおいて必要とする経費をそれぞれ計算をして、財政計画の中には一応織り込むという形をとっておりますので、こういった団体の負担分につきましては財政計画上の計算には入っております。したがって、交付団体であると不交付団体であるという点について、格別の異なつた取り扱いを財政計画上はしておらないというふうな理解をいたしておるわけでございます。

○秋山委員 先ほどのことばにもありましたように、国家公務員の共済組合の場合も考えられなければなりません、地方公務員あるいは団体共済の場合も考えられることでありますけれども、こうしたものに對しましての考へ方は、地方公共団体といたしましては、当然これは地方の固有事務だけを行なっているのじゃなく、いたしまして、かなり国の委任事務を行なっているわけでございます。それにもかかわらず国の負担区分からいけば、財政計画の上では負担を国でしてゐるんだというところになるかもわかりませんけれども、実際においては不交付団体は一銭の補助ももらつていないということになつてくると思ひます。そういうことになりまして、何か公平を欠いてゐるような心持がしてくるわけでありますけれども、これらに對してのお考えをもう一ぺんお尋ね申し上げたいと思ひます。

○胡子説明員 ただいまのお尋ねに對しまして、私の現在所掌いたしております事務からは若干越える面もあるわけでございますが、私たちがいたしましては、いまお尋ねになりましたような現実の問題、制度的には交付団体と不交付団体とを問わず、同じような見方にとつて財政計画を立てておるわけでございますけれども、その現実の面におけるはね返りも申します、実質上の負担の問題につきましては、御指摘のようないふこともあろうかと思ひわけでございますので、この点につきましては、今後ともなお私どもは研究し努力を続けてまいりたいと考えております。

○秋山委員 いまの御答弁で大体了解がつくわけでございますけれども、これとかね合はして考えなければならぬことはどういふことかと考えてみますと、しからばこうした団体の経済状態、いわゆる内容でございますが、これが現在の状態でかなり余裕があるのかないのか、あるいは赤字になつてゐるのかないのか、こういうことをこの機会を通じて聞いておきたいと思ひますが、これについてのお答えをいただければ幸ひだと思います。

○胡子説明員 ただいまのお尋ね、確かにこのいふ制度が出来ますと、それぞれの職員にとりましては非常にプラスとなる制度でございます、強く待ち望まれておるところでございます。ところが、この経費を負担いたしますと、それぞれ団体の状況を見えますと、特に国保関係の団体におきましては、いろいろ財政的には困難な実情にあるわけでございまして、そういう

った点につきましても、私たちこの法案の作成の段階におきましても、関係の方々ともいろいろお打ち合わせをいたしましたわけでございますが、決して現在の状況が楽な財政状況ではないけれども、しかしながら職員をして安心して職務に精励せしめ、今後の事務能力をあげていくためにはぜひとも公務員に準じた制度の制定が望ましい、こういう強い声もございましたので、私どももこの法律の制定をお願いいたしておるわけでございます。

ただ、その反面におきまして、団体の負担関係におきましては、他のいわゆる六団体関係におきましては、それぞれ地方公共団体の負担によつてまかなわれておるわけでございまして、決して潤沢であるとは申しませんけれども、特にこの負担能力についての心配はないとおらないわけでございまして、また、国保関係についても負担の能力について決して私ども心配はいたしておりませんけれども、将来の問題といたしましては、いろいろとむずかしい問題もある模様でございますので、こういった点については、私どもも十分な配慮をいたす必要があるかと考えておるわけでございます。

○秋山委員 私は基本的にはこういうことではないかと思ひわけであります。すべてのこうしたものを考えるときにあたりまして考えなければならぬことは、給付を受ける人たちに不公平が起らないかどうか、こういうことと、もう一つは、また国からの援助をある程度もらえるのかどうかということ、それからまた同時に、そういう団体そのものが経済的にどうなつていくかということ、こういうことと

が考えられなければならないことではないかと思ひます。国家公務員の場合にはこういう利益があるが、地方公務員の場合にはそこまではないのであるということ、あるいはまた、普通公務員と特別職というものはあるはずであります。こうしたものの関係、こうしたことが全部総合的に考えてなければならぬことだと思ひわけであります。だから、いまお尋ねしたような状態が生まれてくるのであります、たとえば特別職という中にも、常勤である市長あるいは知事というものもあるでしょうし、あるいはまた、議会の議員というものはあるかも知れません。こういう人たちが、それぞれの形においていろいろの考え方があつてもわかりません、しかしながら、今日の状態においては、いろいろ先般来議論がなされたやうでありますけれども、地方議会議員の報酬などの問題もいろいろ世間を大きくにぎわした事例もあるわけであります、これもまた最終的には解決をしておらないことかも知れません。これらについても、常勤非常勤の問題の考へ方、あるいはまた非常勤の中にもかなり多く常勤にひとしいような場合、あるいはまたそうでなくして、非常に少ない日数で済んでいる勤務の状態など、いろいろあるかと思ひます。こうしたことごとを考えたときに、いろいろまたそれぞれの人たちがよつて希望が異なる、あるいはまた考へ方が持ててくるのではないかと思ひわけであります。これらについても、やはり一応の考えを置かなければいけないのではないかと申すわけであります。もしもこれらの総合的な考へ方に立つて考えたとき

に、その団体の財政状況があまり苦しいならば、それに相応した給付の考え方、こうしたことも新しく考えてもいいのではないか。こういうふうな考えも一応持ててくるわけであります。そういうことの上に立って考えたときに、まだ満足して長い時間がたつておりませんので、あるいは完全な財政の立て方あるいは経理の状態、こうしたものはわかり得ない面もあるかもしれないけれども、もしわかつておつたならば知らしておいていただきたいというの、一番初め私が問うたゆえんであります。そういうことでお尋ねをしておるわけでありますから、私の質疑におきましては、自後こういうことを基本として考えて尋ねるということの原則にしてお答えをいただければ幸いです。と思うわけであります。

以上、申し上げましたように、そういう観点に立って、あなた方がいま御存じの状態でけっこうですから、大ざっぱに聞かしていただければ幸いです。と思うわけであります。

○胡子説明員 お尋ねの趣旨はよくわかるわけでございますが、実は私もこの制度につきましては先ほどから申し上げておりますように、地方公務員の共済制度に準じた制度を立てる。この法律を制定いただきました際におきましては、いわばこういった共済関係の掛け金なり負担金なりは義務的な経費となるわけでございまして、当然この負担をしていただくなくてはならないということに相なるわけでございます。この共済組合の運営が可能かいなかというところは、そういった団体なり組合員の方々の掛け金が、十分に計画どおり納入されるということを前提

として初めて成り立つわけでござい

す。その意味におきましても、私どもはそれぞれの団体の財政の負担能力というところについても当然思いをいたさなくてはならないわけでござい

ます。この点につきましては、負担すべき金額をそれぞれ計算をいたして、みたところ、月額にいたしまして、団体を総計いたしますと、五百六十六万六千円程度の負担を必要とし、これを年間に換算いたしますと六千八百万円、約七千万円程度の年間の団体負担分が必要に相なるわけでござい

ます。これを構成をいたしております団体の割合を占めますと、一番大きい金額を占めますのが健康保険団体の連合会でございます。これが総計で約三千四百万円、その次に大きいのが全

国町村会関係で約千六百万円の年間の掛け金負担を必要とするわけでござい

ます。これも全国町村会とい、あるいは健康保険団体連合会とい、各府県ごとにそれぞれあるわけでござい

まして、そういった府県段階四十六に分けて考えてみますと、個々の団体の負担分が年間さほど財政運営全体に影響を及ぼすほどの大きな金額ではないというふうに判断ができるわけでござい

まして、この程度の金額でござい

ます。現在の制度のもとにおきましても、それぞれ厚生年金なり何なりの適用を受けてその負担をしておられるわけでありますので、そういった負担を差し引きますと、この制度を実施したところによる直接的な財政的影響はさほど大きくないという判断ができるわけでございまして、その意味におきまして私どもはこの制度を実施いたしましても、今後この負担について不安は

全くない、かように判断をいたしておるわけでござい

ます。○秋山委員 いま府県の人におきましても市町村の人におきましても、私たちが、共済組合に変わってから一体あなた方の掛け金はと聞いてみますと、こういう方々の声としては、いままでよりもとにかく倍になってしまったのだという声がかかるわけであり

ます。掛け金が倍になったということに對しての恩恵はどうかということになりますと、この恩恵の点についてはなかなかわかる人がおられないような始末ではないかとも思われます。ただ、いま聞いておりました御答弁の中で考えられることは、実際においては一年間はすでにやってみたわけでありまし

うけれども、完全には内容ははつきりしてはどうかというように受け取れるわけですから、そういうふうな理解してよろしいのでしょうか、これをま

ず聞いておきたいと思ひます。○胡子説明員 団体共済組合の制度につきましましては、この点は、私どもはいま申し上げましたのは試算の域を出ないわけでございまして、制度的にはあくまでもすでに充足を見ております地方公務員共済組合に準じた制度をこの際つくろうとしたしておるわけであり

ます。そのいろいろな率の計算にあたりましても、地方公務員共済組合と同じようないろいろな方法を講じようとい

まして、少なくとも過去において地方公務員共済組合において実施をいたしてきました限

りにおきましては、現在お願ひをいたしております法律案によつて団体共

済組合が成立を見ますならば円満に運営できる、かように判断をいたしておるわけでござい

ます。○秋山委員 そうしますと、大体試算の域を出ない、もちろんそうでありましよう。しかしながら構成されている人たちというのを考えてみますと、いろいろなことと言へると思ひます。たとえば組合員に属しましてはどうかというところになりますと、府県にお

いてはまずたいしたことはないのかもわかりませんが、市町村段階になりま

すと、給料は市町村の団体が負担をしておる。しかしながら、そうでない団体共済組合に入らなければいけないのだということが行なわれているようなこともあります。たとえば学校に勤務

している、最近のことばで言えば用務員といひますが、それからまた給食の関係の職員の人たち、こういう人たちは、大体において市町村の給与を受

けており、市町村からまかなわれておると思ひます。しかしながら、こういう人たちはいま申し上げましたよう

に、公立学校のほうの職員としての扱いでそちらの組合に入っているのだというところになっておると思ひます。けれども、こういう人たちについての負担

区分になりますと、何か割り切れないものがあるような心持がしてまい

るわけでありますけれども、これらは一

体というふうな割り切つたら一番よろしいのかどうか、こういうこと

にも私たちが迷うわけでありますけれども、これについて自治省ではどうい

う指導をなされておるか、こういうこと

もこういう機会を通じて確かめてお

きたいと思ひます。○胡子説明員 学校の用務員等の所属共

済組合の関係のお尋ねでございます。これは現在の地方公務員共済組合法の

第三条の規定によりますと、学校の職員は公立学校共済組合に所属するとい

うことが法律上には明確に規定されておるわけでござい

ます。しかし現実はいま御指摘になるように、学校の用務員につきましてはむしろ市町村の職員であり、そういう意味におきましては公立共済に入るよりは市町村共済に入るほうがより現実的でありまた適当である、こういう意見が非常に強いものがあるわけでござい

いうものがあるわけです。こうした人たちはPTAで負担をしているところもあればあるいはまた市町村で負担をしているところもあるのであります。

席

こういう方々も全部そういう解釈になりますと今度の法律でそれもやはり公立学校共済組合に入る権利があるのではないかと思えます。そういうふうに理解してよろしゅうございますか。

○胡子説明員　ただいまお尋ねの学校警備員が、その発令形式並びに給与の支給といったような関係におきまして、その人が公立学校の職員に該当するのかどうかということについては、まだ実態について検討する必要があると思うわけであります。学校警備員員が直ちに公立其済組員たるべき職員であるというふうにはにわかに私は判定しがたいと思うわけでありまして、そういった問題につきましては、個々の具体的な実情に応じて判定をするほかにないのではなからうかと考えているわけでございます。

○秋山委員 いま一言、前の御答弁では、私聞き違ひがあるかも知れりませうけれども、俗っぽいことばで言えれば、給与の出るところはどこであつても、学校に勤務している者は学校の職員として公立共済のほうに入るのだというふうには私は聞き取つたわけです。そういうことであればいわゆる給料を市町村が支出していようがいまいが、やはり学校の職員には変わりがないというふうに考えられるわけですから、これも、ただそこで問題になるのは、一部の人は非常勤であるということが言えないわけでもないかと思ひます。一名

でやつてゐるところあるいは二名でやつてゐるところ、それはいずれも非常勤とは言い切れない面があるはずであります。そういうことから考えていきますと、いまの二回の御答弁が何か一致しておらないような気持ちが生じてくるわけですけれども、これらについての御見解はいかがでありますか。

た法の趣旨にもかつた形において措置をいたしたいと考えておるわけでございます。

○秋山委員 この問題は、いまここでいかに質疑を行なっても、あとは議論論議になるかわかりませんので、次の機会に譲りたいと思います。

次にお尋ねしたいことは、認可の関

務大目の認可を必要とするということにいたしておりますので、これとばつづを合わせた措置を講ずることとしたのが第一の理由でございます。

それから、この設立を見ますと、団体共済組合につきましては、その運営は団体及び職員の掛け金でもって運営をなさるわけでございますが、その運

ございますが、その中でも、監督等につきましてはできるだけ行き過ぎのないよう、組合員の意向ができるだけ反映するように配慮いたしたい、こういう答弁がなされているわけでございまして、私ども、そういった国会審議の過程におきまして述べられました趣旨を体しまして運営をいたしているつ

○胡子説明員 法律的に申し上げますと、公立学校の職員であるということ、が名実ともに明らかである場合におきましては、この方は公立共済に所属することになるわけでありますが、ある

係でございます。たとえば、各種の団体
が設立をいたしますときに、すべて
が自治大臣に届け出をしなければなり
ませんし、定款の関係なんかになりま
すと、これは認可を必要とするという

營が適正かつ円滑に行なわれるにはやはり適切な指導を行なう必要があると考えましたので、そのような認可制をとることとした次第でございます。

もりでございまして、今日まで若干共済組合側から要望のありました点で、その変更を求め、あるいは一部修正を求めるといふようなこともちろん絶無ではございませんけれども、今日ま

特定の職種に属する職員が、はたして公立学校の職員であるかどうかという事実認定の問題にかかわるのではなからうかと思うわけでございまして、そういうものにつきましては、やはりそ

ことでありますけれども、私たちが聞いておるところによりますと、定款のものに變更とかあるいはその他の事項でないものについてもかなりな自治省からの指導力といえますか、監督権にひとし

○秋山委員　認可制の要件は大体わかるのですけれども、だからといって自分たちが、言いかえてみればお金を出し合つてこうした組合を運営していくという考え方はまず一つ持てるわけで

でのところ其済組合の運営につきましては、おおむね私どもの意のあるところを了としていただき、その運営についても格別トラブルがなく今日に至っているものと判断をいたしているわけ

れぞれの職員の職種の実態というものを
見きわめまして、その判定が困難な
場合もあると思うわけでございます
が、そういった点につきましては、私
どもは文部省とも協議をいたしまし

いような事例が行なわれているのではないかとという気もするわけですけれども、これらについての指導の要綱ができておるのかどうか、もし要綱がありましたならば要綱をお示しいただきたまいましたら

す。それにもかかわらず、あまり無理な注文をつけられたり、あるいはまた特別の力強い方向でよそのほうへ引っぱっていかれたのでは、組合員が迷惑する面もあるのではないかというとき

でございまして、この点は私どももお
今後ともいたずらに監督権を振り回す
というようなことなく、あくまで話し
合いで御理解をいただいた上で組合員
の福祉向上のために、共済組合の運営

て、その所属についての決定をいたしたいと考えておるわけでございます。ただ、地方の実情から申し上げますと、むしろ、公立共済に入るよりは、先ほど申し上げましたように市町村職

いと思うのですが、これらについての
お考えをお尋ねいたしたいと思いま
す。

○胡子説明員 御指摘のとおりこの団
体共済組合におきましては、運営規

もあるかも知れませんが。こういうこと
とがもし起こった場合には、だれがど
ういうふうな形で規制をしていくの
か、これもわからなくなってくるおそ
れがあるわけでございますけれども、

に当たっていただくよう最善の努力を重ねてまいりたいと考えている次第でございます。

○秋山委員　なるほど、お尋ねすれば、自分が監督しているのですから、

員共済組合に入ることを希望する向きが多いわけでございまして、それ自体、私どもも決してそれを否定するものではないかもしれませんが、いま申し上げますように、公立学校の職員は

則、事業計画及び予算につきまして、それぞれ自治大臣の認可を必要とすることにいたしております。その理由といたしましては、現在すでにできております私立学校共済組合、それから農

いままでの中において、そういう事例があつたかないかお示しをいただきたといふと思つたわけでありませう。

○胡子説明員 お尋ねはむしろ団体共済ではなくて、すでに発足を見ており

御自分の監督のしかた、指導のしかたに無理があるのだというお答えはいただけないわけでありますけれども、だからといって、それでいいものじゃないだろうと思うわけであります。たと

てまえが明確にされておりますので、制度的には明らかでございますが、事実上の問題としては、やはり文部省とも打ち合わせの上でそれを決定し、で

林漁業団体職員共済組合、この両共済組合にいろいろな制度上の扱いにつきましても準ずるためをえをとっておるわけでございますけれども、これらの両共済組合におきましても、事業計画

ます地方公務員共済組合の場合についてのお尋ねであるかと存じますが、地方公務員共済組合の運営の問題につきましては、現行法が国会で成立を見ました際にもいろいろと御意見があり、

えばたくさんのお金が集まってきて、これが一時的にしてもなかなか出ていく金が少ないということになれば、このお金の積み立て方あるいは運営のしかたなどにも、考え方でいろいろまち

きるだけ関係者の要望に沿い、かつま

及び予算等につきまして、それぞれ主

政府側から答弁がなされているわけで

まちなことが行なわれると思います。

ども、一人の意見や考え方はなくして、多くの委員さん方にも聞いていただいて、またあなた方もそういう声を通じて考え直す面があれば考え直していただけたほうがいいのじゃないか、こういう心持ちもするわけであります。したがって、他にも問題になった事例がありましたらお知らせをいただきたいと思うのであります。

○胡子説明員 たまたま例をお引きになりましたもの以外には、たとえば長期の問題につきましては直接問題はございません。やはりいろいろと希望のありますのは、福祉事業についての計画をいろいろお立てになって、各各済組合からこういう事業を実施したいということと希望があるわけでございます。そして、そういう点につきましてはやはりいま御指摘になりましたような、保養所、宿泊所等の施設を通ずる希望が一番多いと思われましますので、そういった点につきましてお答えをいたしましたわけでございますが、そのほかには、ただいまのところ、私の記憶する限り格別御報告申し上げるべき問題もなからうかと存じております。

○秋山委員 それはその点でやむを得ないことだと思えます。あとは事前協議の問題になりますけれども、先ほどもお話がありましたように、大事なお金金を運用するのだからということでございますが、それはごもっともだろうと承知いたします。しかしながら、考え方によりましては、組合員の福祉になる事柄であれば、ある程度これは認めてもいいのではないかとこの心持ちもするわけであります。たとえばいま住宅の払底しているさなかでございますし、しかもまた現在では、各個の団体ではあ

りませんけれども、普通労働組合などで団地をつくるようなことも考えられて、現在行なっている事例もありまして、それらに対して労働金庫なんかにおきまして、かなり多くの出費を考へておるようなことも承っております。この場合については、いわゆる市町村や府県におきましては、いわゆる住宅の貸し付けのことを考へてみたとかあるいはいま話題になりましたような保健施設を建てる問題やあるいはその他のこととが、いろいろ各地区において考へられておることだろうと思ひます。特に東京近郊の都市におきましては、いま申し上げましたような住宅をつくることのできればその人のために非常に利益があるのだ、たとえば土地も労働組合がつくってくれて安い土地が手に入る、同時にまたいま建てれば建築費も比較的安く上がるのだけれども、来年になれば、公共料金がこれだけ抑制されておつても、来年は一ぺんにあるいはワクがはずされるかもしれない。したがつて、そうなれば建築資材やその他もすべて上がってくるのだから、いまのうちにということがあるかも知れない。そういう場合に、一時転用するというようなことも考へられないわけではなからうかと思ひわけでありますけれども、これらの申請について、いま申し上げました指導権が監督権に止まらなければ、そういうことを理由にして協議をお断りする、拒否をする、こういうふうなこともあるのではないかと気がするわけですが、これらに対してあなたの方ほうで知つてゐる範囲内においてお知らせをいただきたいと思ひわけであります。

○胡子説明員 最近の住宅事情がきわめて窮迫しておりますことは、私どもも重々承知いたしておりますところでございませう、したがつて、各共済組合からの職員のための住宅資金の貸し付けの要望につきましては、極力私どもはそういう方向で資金を活用されるよう、むしろ積極的に指導をいたしておるつもりでございます。また御指摘のように、たとえば土地造成をやりまして比較的安く組合員にこれを払い下げるというふうな計画をいたしておる組合もございませう。ことに大都市周辺におきましては、土地の値上がりはまことに目ざましいものがあるわけでございます。組合員の現在の状況からいひまして、できるだけ安く土地を手に入れたらいいという希望が非常に強いわけでございます。そこで共済組合におきましては、これらの組合員のためにある程度まとまつた土地をあらかじめ確保いたしまして土地造成をして、それを比較的安く、金利程度のものを加算した額で組合員に払い下げをするというのを、すでに実施している組合もあるわけでございます。またそういう土地造成そのものには、またまつた土地がないために手が出ないけれども、各共済組合の組合員に住宅資金の貸し付けを行ないまして、それぞれ住宅の建設を促進しよう、こういう計画があるわけでございます。現在の地方公務員の共済組合におきましては、ほとんどの共済組合が、この住宅資金の貸し付け制度を実施しておると言つても過言ではないほど各共済組合では住宅資金の貸し付け制度を実施いたしておるわけでございます。私どもも、その際にはやはり住宅貸し付けを

実施する限りにおきましては、できるだけ多くの組合員がその恩恵に浴することができるよう、ある程度のもつた金が確保され、しかもまた一人当たりにつきましてあまりに零細な額でありましては、住宅建築の資金にこと欠くということでもありますので、最低十萬程度はやはり貸し付け得るような状況において運営をしていただく。実態は大体十萬ないし五十萬、ところによりましては百万といったような住宅資金の貸し付け制度を実施しておるというのが、実態でございます。この点は私どもは今後とも共済組合を指導するにあたりまして、組合員の福祉増進のためには、住宅を提供するという意味において、住宅資金の貸し付け制度は最も効果的に活用していただくようにいたしたいと考えております。

○秋山委員 次に、医療費は最近非常に高まつておると思ひますが、この医療費の急増に對しての対策ということについてお考えがありましたら、ばお知らせをいただきたいと思ひます。

○胡子説明員 御指摘のように医療費の増高の問題は、地方公務員の共済組合の短期経理の問題といたしましては、きつめて頭の痛い大きな問題となっておりますわけでございます。医療費の問題は、ひとり地方公務員共済組合だけの場合には、さらに健康保険等におきましても大きな問題となつておることは御承知のとおりでございます。なかんずく、共済組合の中でも、地方公務員共済には市町村職員共済組合の場合におきましては、この医療費の増高対策がき

わめて頭の痛い問題でございます、私どももこの医療費対策については、これといった名案もございませぬけれども、かといつて、年々増高する医療費に對処いたしますためには、短期の財源率の改定を行なわざるを得ないというふうな状況でございます。市町村職員共済組合の場合には、ほとんどの組合が医療費増高の傾向に對処いたしまして、短期給付の財源率の改定を余儀なくされておる実態にあるわけでございます。この問題につきましても、私どもは今後いろいろ手を打つていかなければならないと思つておりますけれども、これはひとり地方公務員共済組合だけの立場において解決し得る問題ではございませぬで、各共済制度全般とも協議し、さらにまた先ほど申し上げましたように、健康保険等他の社会保険制度とも十分連絡を持ち、さらにまた大きくは、日本の政治の問題としてもこれは大きくお取り上げいただかなくてはならない問題でございます。したがつて、私どもは私どもの事務的に処理し得る範囲内におきまして、いろいろこれに對する対策を今後とも考究していかなくてはならないと思つておるわけでございます。いまのところは、この重大な問題に對処いたしまして、これから関係各省とも十分協議をしてまいらなくてはならないといつたような御答弁しかできないのは、まことに遺憾に存じますけれども、今後この問題につきましても私どもは十分誠意を持って努力いたしてまいりたいと思つておるわけでございます。

○秋山委員 特に、単に医療費といつてもいろいろありますけれども、いま非常にふえております成人病の問題だ

とか、あるいはまたそれに伴つていろいろ医薬品も変わつてまいつておると思ひます。それらの新薬の投下の関係、こうしたこともいろいろ問題があるかと思ひます。こうしたことについての問題点はあるいはないかといふ心持がするわけですが、これらについて、現在あなたの手元にありますところの成人病に對する対策どうか、あるいは新薬を投下した場合の医療費の關係だとかいうものについて、おわかりでしたらお知らせをいただきたいと思ひます。

○胡子説明員 ただいま手元に具体的な資料の持ち合わせがございませんので、的確な答弁ができません。ことに申しわけないわけでございますが、御指摘のように、新薬の投下が認められて、そのことが組合の保険財政に大きな影響を与えておること、これは、数字的に各共済組合において指摘できると思ふのでございます。また最近増加傾向にあります成人病の關係で、相當の医療費の増高が見られるというところも確かでございますが、いま申し上げますように、その具体的なデータを持ち合わせておりませんので、具体的な資料を取り寄せて十分検討いたしたいと思つております。

○秋山委員 いま世間で話題になつておりますことはいろいろ言われておりますけれども、医療費の問題になりまして、再診料がどうだとかこうだとかあるいはまた点数が低いとか高いとかいうことが言われておるようでありますが、私どもは、いろいろ意見もあつてしまつては、いろいろ意見もあつてしまつては、お医者さんそのものも、

間がとれるように、いまの築地の問題は、
 なども考えの中に入れてやっていくに
 はどうしたらいいかということも考え
 なければならぬことだろうと思いま
 す。こういうことについて、もしそう
 いうことが事実としてありました場合
 には、ただいまの御答弁で、掛け金を
 改定しなければならぬということばが
 ありましたけれども、それは非常に困
 ることであって、そういうことを行な
 わないで善処ができる方法があったら
 ばお知らせをいただきたいと思うわけ
 であります。

〔渡海委員長代理 退席、田川委員
長代理着席〕
国家公務員の場合におきましても、私
の聞きますところでは、総理府共済を
はじめといたしまして、建設共済その
他二、三の共済組合におきまして、す
でに掛け金増率の措置を実施しておる

C 和山 議員 たから一番秘めに言つたように、問題は国庫負担の問題にかかってくるような心持がしてくるわけでありませう。地方財政計画云々と言われましたけれども、地方財政計画そのものを見ても、すべての点において實際と計数が合つておらない。これを積算してまいりましたならば、膨大な計数になつてくるのではないかというほどに實際とは違つておる面がありませう。にもかかわらず、こうした保健関係、健康と結びついた問題などに直接結びついて考えたときに、これらにつ

わけです。こういうことについてあなた方は一体どうお考えになるか。これは先ほど来何回も繰り返しておるよううに、国の考え方そのものがはつきりしなければ何とも言えないということでも、現在あなた方が国全体のことを

す。

○胡子説明員 短期經理の問題につきましては、現在の制度のもとにおきましては、これは使用者と被用者との折半負担というたてまえがとられておるわけでございます。この点は社会保険制度審議会の政府に対する答申の中にも、使用者と被用者との折半負担の原則がうたわれておりまして、これによつて現在のところ長期給付につきましては、先ほども申し上げましたように、現在の公務員共済制度のもとにお

費の増高が現実の問題として出てまいりますと、共済組合の経理におきましては、料率をそのままに据え置きますときには赤字の結果を生ずるわけですが、さいますので、そういった赤字を回避するために料率の改定を行ない、掛け金の増額を行なわざるを得ないとい

員共済組合の側から強く主張されてお
るところでございます。しかしながらこ
この問題につきましては、なかなかお
ずかしい問題でございまして、先ほど
申し上げましたように、社会保険制度
審議会の答申が折半負担の原則が答申
され、政府がその社会保険制度審議会
の答申の線にのっとりまして、これに
つきましては折半負担の原則をたてま
えとする運営を各制度を通じて行
なっておりますわけでございまして、こ
の折半負担の原則を、一部修正しなけれ

ような公的負担を実施するということは、なかなか困難な問題であろうと思われてございます。そういった意味におきまして、私どもはいろいろと地方の実情というものを基礎にいたしまして、厚生省になり大蔵省なり、関係各省と十分協議をしていかなくてはな

○秋山委員 けつこうなおことばでありまして、私はこの点については賛意を表するわけですけれども、いまおっしゃった中にありますように、組合員の声というものが非常に高まっておりますと思いますので、これらについてはできるだけいま御答弁になりましては、に御努力をいただきたいと思うわけであります。同時にまた、先ほど私からも申し上げましたように、この辺で国の負担分というものを明確にしていただいて、計画がうまく遂行できるよ

の声というものを十分反映をして努めていただきたいことを希望しておきたいと思います。

もう一つお尋ねしておきたいと思えますけれども、長期給付の関係からきまして、自治体の長というものが、これに織り込まれておるわけであり

す。前の地方公務員共済組合法です。か、これによりますと、十二年たつと年金をいただけるということでありま。同時にまた給付率は百分の三十五であつたかと思ひますけれども、これに見合つて考えられることは、先ほどもちよつと触れておきましたけれども、議會議員の場合には完全に独立したものであるということになつておるようであります。しかしながら、実態をいろいろ考へていただかなければならぬ。この一つに、たまたま私の場合には、先に議會議員としての年金をいただいておりますから、問題は別といたしまして、いま市町村あるいは都道府県の職員で、議會に出てみようとか、あるいはまた友人や知己の人たちに押されて議員に出ようという人があるようなことがだいたいふえてきておるようであります。そのときに考えなければならぬことは、地方公務員法で言へば、これはやはり職を引いて立候補しなければならぬといふきつゝいめがあるわけでありま。そして自分が、できればやめずにやりたいかもしれませんが、これはやめなければならぬのだといふことであります。自分の意思と合わない立場に立つて選挙戦を行ない、幸いにして当選をしたといひますと、たまたま年限を計算する場合に、市町村や府県の職員であつた年数が十年以上にわたつておつた場合を考えましたときに、今度は幸いにして議員に當選することができたといひましたとしても、あらためて十二年たつたといふこの年金の恩恵に浴することのできない、こういう事例が出てくるわけでありま。そういうことを考へると、何か非常に氣の毒のような氣に

なるわけでありま。しかも議員の場合には選挙という洗礼を受けなければなりません。そのときに不幸にして二度目は當選することができなかつたといふことがありますと、だからといってこれは市町村なり府県なり、あるいは国家公務員なりに返ることができなくなる。そういうことになりま。他の職を求めていくということにもなりましようし、その場合には議員でかけてきた掛け金というものは全部まる損であつて、かけつばなしの損害をこゝろむるわけです。そういうことになりま。と、この人たを救済する方法は現在はないように思ひますけれども、これを救済するには一体どうしたらよろしいのか、こういうことにつきまてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○胡子説明員 実情は確かに御指摘のとおりだと思ひます。ただ議員の共済年金につきまては、法律的には地方公務員共済組合法の中に、第十一章といたしまして、地方議會議員の年金制度といふことで織り込まれておるわけではございませうけれども、これはいわば本質的に地方公務員の共済制度とは別個の制度であるといふたてまがとられておるわけでございます。本来これは互助年金法という形において制定を見ておりました法律が地方公務員の共済組合法制定の際に合流したというのが実態のようでございますけれども、この地方議會議員の年金制度につきまては、そのたてまはあくまで議員の納められる掛け金、これは現行制度のもとにおきましては、大体百分の五を納めていただくことになつておるわけでございますが、議員がお互いに掛け金を出し合ひまして、それによ

つて年金年限に達した場合には年金を受領する、こういうたてまが買かれておるわけでございます。地方公務員共済組合の場合においては、自分たちのかける掛け金のほかに、使用者である団体の負担分があり、さらには公的負担分としての地方団体の負担があるといふたてまがとられておるわけでございます。そういう意味におきましては、一般の地方公務員の共済制度と地方議會議員の年金制度とは、制度的にはそのたてまを異にいたしておるわけでございます。したがひまして、相互に通算の道すら開かれておらないわけでございます。したがひて、御指摘のような事実が生ずるわけでございます。地方議會議員の間からもそういうた掛け捨て防止を目的といたしまして、年金年限に達せずしてやめた場合には、地方議會議員に對しても、一時金の方途を講ずるようにとつたような陳情もなされておるわけでございますけれども、この点は、まだ國會議員につきましても、一時金制度といふものは全然道が開かれておるわけでもございませぬので、私もいたしましては、地方議會議員について年金年限に達せずやめた方に対し、一時金を支給する道を開くといふことについては、現在のところ全く考へておらないといふのが率直な実情でございます。

○秋山委員 なるほど、現在の法律の上ではそうなつておるまいけれども、何かこれでは非常に酷な心持がするわけでありま。國の關係からいひますと、国家公務員の場合には、すべてのことが通算をされるということになつておりますし、また非常に困つた問題の一つとして、いま国家公務員

と地方公務員の關係はすべて通算されるようでありませうけれども、最終の籍のあつたところでこれを支払うということですから、いままでの事例からいひますと、国家公務員から地方公務員に移籍をする場合がたゞさんあるわけでございます。しかもこの場合には、ことばは非常に悪くなるかも知れませんが、いへば老齢にひとしい人があつて、いわば長く勤めた人で、功なり名遂げたといふことで、府県や何か押しつけられていく形が多分にあるわけでありま。たとえばこれの顯著なものとしては、府県の土木關係の高級職員の方々はほとんど全部建設省から押しつけられておるわけでありま。それに續いて通産省の關係であります。府県の經濟關係の部長さんといふた人は、ほとんど通産省から押しつけられておるということではないかとも思ひます。こういう方々が地方に赴任をいたしまして、この方々が退職なさつて、他の会社や何かに籍を移していくといふことになりま。これらの方々には全部高額の年金を支払わなければならぬ。これはやはり地方公務員のほうで計算をされるということになりますと、これは赤字が出てくるのがあたりまえのことなんであつて、これらに對して國からの何の手当でもないといふことであります。やはりこれは、すべての赤字が地方へ地方へと移されてくる、これはこのことだけではなくして、ほかのことにも言えるのではないかと思ひますけれども、こういうものは明らかになつてある事例だと思ひます。これらについて何か救済の方法はないのかといふ考へもいたしておるわけでありま。なる

ほど、えてしてすべての法律のもとといふものは、役所のお役人さんが書いてきて、これを國會の人たちが文句を言わなければそのまま通つていく。だから昔から言われていることの中に、役人ほど失業救済のうまいものはないと言われているくらいなんです。それはあたりまえのことかも知れませんが、それだけでは地域住民の人たちが、負担ばかりふえていって、何か自分たちには直接利益がないのだといふことにもなりがちであります。こういうことを是正するには一体どうしたらよろしいのか、あるいは是正しないまでも、何か財源的に考へる方法があるのではないかと。そういう考へられるわけでありま。そういう事柄から考へましても、私は私なりに見て、この地方公務員共済組合法の中に——一つの法律の中にあるのです、いま申し上げましたような知事や市長の場合にはたしか百分の三十五じやないかと思ひます。議員の給付率も、そうなりま。議員の給付率は百五十分の五十ですから、多少率が違つておる、この率の違いが果によつては一つの違いをあらわしているのだといふことに理解できないわけでもないであります。そういうことから考へていけば、何か同じ特別職であり、多少の常勤、非常勤や何かの考へ方はあるかも知れませうけれども、これと見合つての考へ方としては、知事や市長の場合とあわせて考へたときに、何か地方議會議員に對しても方法が生まれべきやうな心持がするわけですね。せつかく御答弁をいただいて、なお重ねて質問するものかどうかと思ひますけれども、そういうことについてもう少

し色よいといいますが、何かありませんか。あったらもう一たびお答えをいただきたいと思うわけでございます。

○胡子説明員 先刻はいへん率直に御答弁申し上げまして、恐縮でございますけれども、確かに御指摘のような実情のあることは私も十分承知をいたしておるわけでございます。この点についていろいろと御要望のあることも事実でございますので、こういった点につきましては、なお今後の推移を見まして、さらに検討させていただきたいと存じます。

○秋山委員 もう一つつけ加えておきたいと思いますが、国の褒章命令といいますが、その計算の基礎からいきますと、いろいろありまじょうけれども、やはり市町村の勤務の段階、あるいは府県につとめている関係、たとえば藍綬褒章なんかの計算の基礎になるものを考えてみますと、県會議員として、たとえば二十年なり、二十五年なりをつとめますと、これに対して藍綬褒章をもらえろというふうなことが行なわれているようでありまじょう。それに対して、府県、市町村の勤務職員であったものが會議員になった場合の計算の基礎ということになりますと、五割か七割の計算によって市町村勤務時代のものを通算をして褒章対象にするというふうなことが行なわれているようであります。これも国で行なっていることの事例でございます。そういうことから考えまじょう。やはりいま申し上げましたようなことで、何かの方法で考えていただければ幸いだという心持がいたしますので、なおこの点をつけ加えて御要望

申し上げたいと思います。

それから、最後に一つ聞いておきたいことは、今度新しくできる団体共済組合法によりまして、いままで勤務しておった人たちが、総じて通算年限が通算されるように伺っております。この場合に、私はそういうふうな理解していいのかということだけでいいのじやないかと思ひますけれども、一つ疑問がありますのは、市町村の人たちが分かれてこうした団体にいつた場合と、直接その団体で前から採用している人たちとの関係もあろうかと思ひますけれども、こういう方も総じて年限、通算はなされまじょうか、この点をお尋ねをいたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。御答弁をいただきたいと思ひます。

〔田川委員長代理退席、委員長着席〕

○胡子説明員 ちよつと御説明の趣旨がわかりかねたわけでございますが、今度法律によりまして、従来市町村職員共済組合の組合員でございまじょうけれども、本来公務員でない方、つまり、町村会の職員等につきましては、公務員でございせんけれども、旧市町村職員共済組合法が制定されました際に、法律的に特別の規定を設けまして、市町村職員共済組合員とし、さらにまた、新しい現行の地方公務員共済組合法ができました際に、特別の規定を設けまして、さらに引き続き市町村職員共済組合の組合員と認めた方々があるわけでございます。こういった方々は公務員ではなくこの団体共済組合ができますならば、本来団体共済組合の組合員たるべき人でございまして、当然そちらへ移っていただくこと

になるわけでございますから、そういった方々の過去の在職期間については、すべてこれを通算するというようにいたしていただくわけでございます。

それから、市町村から分かれないうで残った方というふうなお話があったわけでございますが、この団体共済組合につきましては、団体共済組合に入るべき人はすべて団体共済組合へ強制加入というたてまえになってまいりますので、そういった方々の過去の期間につきましては、一つは、厚生年金保険に入つていた場合と、それから厚生年金にも何にも全然入つていないけれども、要は、団体の組合員であつた、それから、団体の職員でありながら、市町村職員共済組合に入つておつた連つたいろいろな過去の経過期間を持つている方々があるわけでありまじょう。要するに、団体の職員として引き続きいてる限りにおきましては、過去の期間を見るときに原則的な考え方から立つて措置をいたしておるわけでございます。

○森田委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時五十六分散会

昭和三十九年六月八日印刷

昭和三十九年六月九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局